

別表第1(第14条関係)

区分	種類		単位	金額	備考			
使用料	岸壁、棧橋、物揚場(小型船舶用物揚場を除く。)	総トン数 50トン未満の船	12時間以内のとき	1隻 1回	202円 (184円)	1 公用船舶、総トン数10トン未満の船舶(漁船にあつては、総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの)、避難船及び救助船については、免除する。 2 定期船については、上記使用料の額の半額とする。 3 外航運送に従事する船舶(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。)については、上記括弧内の使用料の額とする。		
			12時間を超え 24時間以内のとき		269円 (245円)			
			24時間を超えるとき		269円に、24時間を超える12時間ごとに135円を加算した額 (245円に、24時間を超える12時間ごとに123円を加算した額)			
		総トン数 50トン以上の船舶	12時間以内のとき	1トン 1回	4円3銭 (3円67銭)			
			12時間を超え 24時間以内のとき		5円37銭 (4円89銭)			
			24時間を超えるとき		5円37銭に、24時間を超える12時間ごとに2円69銭を加算した額 (4円89銭に、24時間を超える12時間ごとに2円45銭を加算した額)			
		作業船、起重機船等の特殊船舶	船長10メートル未満の船舶	12時間以内のとき	1隻 1回		700円 (640円)	
				12時間を超え 24時間以内のとき			930円 (850円)	
				24時間を超えるとき			930円に、24時間を超える12時間ごとに470円を加算した額 (850円に、24時間を超える12時間ごとに430円を加算した額)	
			船長10メートル以上の船舶	12時間以内のとき	1m 1回		70円に船長を乗じて得た額 (64円に船長を乗じて得た額)	
				12時間を超え 24時間以内のとき			93円に船長を乗じて得た額 (85円に船長を乗じて得た額)	
				24時間を超えるとき			93円に船長を乗じて得た額に、24時間を超える12時間ごとに47円に船長を乗じて得た額を加算した額 (85円に船長を乗じて得た額に、24時間を超える12時間ごとに43円に船長を乗じて得た額を加算した額)	
		小型船舶用泊地	船長5メートル未満の船舶		1月 1隻		1,750円	1 「小型船舶用泊地」とは、小型船舶(総トン数20トン未満の船舶をいう。以下同じ。)を停泊させるための港湾施設をいう。 2 公用船舶、総トン数10トン未満の船舶(漁船にあつては、総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの)、避難船及び救助船については、免除する。ただし、次項の規定により加算する額があるときは、当該加算する額に限り、徴収する。 3 小型船舶用泊地の使用者がその所有する浮棧橋等を併せて使用するときの使用料の額は、小型船舶の横幅に浮棧橋等の横幅を加えた長さが5メートルを超える1メートルまでごとに、上記使用料の額の2割を使用料の額に加算した額とする。
			船長5メートル以上の船舶				2,600円	

使用料	係船浮標	1,000トン未満の船舶		1隻 1回 (24時間 まで)	2,600円 (2,390円)	1 公用船舶、総トン数10トン未満の船舶(漁船にあっては、総トン数20トン未満で当該港を基地とするもの)、避難船及び救助船については、免除する。 2 定期船については、上記使用料の額の半額とする。 3 外航運送に従事する船舶については、上記括弧内の使用料の額とする。	
		1,000トン以上、3,000トン未満の船舶			5,350円 (4,890円)		
		3,000トン以上、5,000トン未満の船舶			7,750円 (7,070円)		
		5,000トン以上、10,000トン未満の船舶			11,100円 (10,110円)		
		10,000トン以上、15,000トン未満の船舶			16,700円 (15,220円)		
		15,000トン以上の船舶			23,300円 (21,200円)		
	可動橋	自動車航送旅客船		1トン 1回	2円64銭		
	上屋	鉄筋建	1階	15日以内のとき	1日 1㎡	15円60銭	事務所として使用するときは、一日一平方メートル当たり37円10銭とする。
				15日を超え1月以内のとき		23円90銭	
				1月を超えるとき		31円10銭	
		鉄骨建	2階	15日以内のとき		37円10銭	
				15日を超え1月以内のとき		49円	
				1月を超えるとき		59円80銭	
	旅客上屋	別府港県営2号上屋		1日 1㎡	40円60銭	別府港県営3号上屋のホーム上屋については一日一平方メートル当たり18円60銭(可動式ホーム上屋にあっては、一日一平方メートル当たり278円)とし、臼杵港県営上屋のホーム上屋については一日一平方メートル当たり7円31銭とし、その他の旅客上屋のホーム上屋については一日一平方メートル当たり1円56銭以内で知事が定める額とする。	
		別府港県営3号上屋			50円80銭		
		佐伯港県営1号上屋			50円80銭		
		佐伯港県営2号上屋			34円		
		臼杵港県営上屋			37円40銭		
		その他の旅客上屋			34円70銭		
	倉庫	鉄筋建 鉄骨建		1日 1㎡	11円90銭		
		木造建			5円22銭		
野積場	1級地	15日以内のとき	1日 1㎡	2円3銭	1 大分港、別府港、津久見港、佐伯港及び中津港の野積場は1級地とし、臼杵港の野積場は2級地とし、その他の港の野積場は3級地とする。		
		15日を超え1月以内のとき		2円51銭			
		1月を超えるとき		3円11銭			
	2級地	15日以内のとき		1円68銭	2 舗装区域については、一日一平方メートルにつき、1円68銭を上記使用料の額に加算する。		
		15日を超え1月以内のとき		2円26銭			
		1月を超えるとき		2円86銭			
	3級地	15日以内のとき		1円31銭			
		15日を超え1月以内のとき		1円91銭			
		1月を超えるとき		2円51銭			
荷さばき地	15日以内のとき		1日 1㎡	3円34銭			
	15日を超えるとき			5円26銭			
附属地			1月 1㎡	90円			

使用料	駐車場	大分港西大分地区駐車場(機械による入退場が管理されるもの)	1時間以内のとき	1台	無料	
			1時間を超え6時間以内のとき		1時間を超える1時間ごとに100円	
			6時間を超え12時間以内のとき		500円に、6時間を超える1時間ごとに200円を加算した額	
			12時間を超え24時間以内のとき		2,100円	
			24時間を超えるとき		2,100円に、24時間を超える1時間ごとに200円を加算した額	
	その他の駐車場		1月 1㎡	160円		
	コンテナクレーン		1基	66,000円	1時間以内で使用するときの使用料の額とし、1時間を超えて使用するときの使用料の額は、経過30分までごとに、上記使用料の額の5割を上記使用料の額に加算した額とする。	
	くん蒸庫		1㎡ 1回	860円		
	冷凍コンセント		1時間 1口	320円		
	トラックケール		1回	380円		

区分	種類		単位	金額	備考		
占用料	電柱	電柱(支柱及び支線を含む。)		1年1本	1,000円		
		鉄塔 鉄柱		1年1基	2,600円		
	広告塔	外径0.6m未満又は高さ3m未満のもの		1年 1基	5,300円		
		外径0.6m以上1.5m未満又は高さ3m以上5m未満のもの			12,900円		
		外径1.5m以上又は高さ5m以上のもの			31,200円		
	看板			1年 1㎡	1,000円		
	地下埋設物	外径0.3m未満のもの		1年 1本 1m	110円		
		外径0.3m以上1m未満のもの			360円		
		外径1m以上のもの			540円		
	架空工作物	管類	外径0.3m未満のもの		1年 1本 1m	330円	
			外径0.3m以上1m未満のもの			1,080円	
			外径1m以上のもの			1,590円	
		その他の工作物		1年 1㎡	1,080円		
その他のもの			1年 1㎡	900円			

備考

- 1 1月の単位で示したものについて、使用の期間が1月未満のものは、1月として算定する。
- 2 1年の単位で示したものについて、占用の期間が1年未満のものは、月割り計算により、1月未満のものは、1月として算定ただし、月の中途において継続して占用する場合は、その翌月分から徴収する。
- 3 料金の総額に10円未満の端数を生じたときは、切り上げる。
- 4 面積、長さ又は重量の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。

別表第2(第14条関係)

区分	種類		単位	金額	備考		
使用料 (ヨット及びモーターボートに関するもの)	大分港坂の市(細)地区	小型船泊用	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	1隻	870円	
				1日を超え10日以内のとき	1隻	4,300円	
				10日を超え1月以内のとき	1隻	7,800円	
				1月を超えるとき	1月1隻	8,650円	
		船長10m以上の船舶	1日以内のとき	1隻	1,300円		
			1日を超え10日以内のとき	1隻	6,500円		
			10日を超え1月以内のとき	1隻	11,700円		
			1月を超えるとき	1月1隻	13,000円		
		係船専用 浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	1隻	1,200円	
				1日を超え10日以内のとき	1隻	6,000円	
				10日を超え1月以内のとき	1隻	10,800円	
				1月を超えるとき	1月1隻	12,000円	
	船長10m以上の船舶	1日以内のとき	1隻	1,800円			
		1日を超え10日以内のとき	1隻	8,950円			
		10日を超え1月以内のとき	1隻	16,100円			
		1月を超えるとき	1月1隻	17,900円			
	船揚場			1日1隻	6,300円		
	大分地区	係船専用 浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	1隻	870円	
				1日を超え10日以内のとき	1隻	4,300円	
				10日を超え1月以内のとき	1隻	7,750円	
				1月を超えるとき	1月1隻	8,650円	
		船長10m以上の船舶	1日以内のとき	1隻	1,300円		
			1日を超え10日以内のとき	1隻	6,500円		
			10日を超え1月以内のとき	1隻	11,700円		
			1月を超えるとき	1月1隻	12,900円		
	日吉大分地区	係船専用 浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	1隻	560円	
				1日を超え10日以内のとき	1隻	2,850円	
				10日を超え1月以内のとき	1隻	5,100円	
				1月を超えるとき	1月1隻	5,650円	
		船長10m以上の船舶	1日以内のとき	1隻	860円		
			1日を超え10日以内のとき	1隻	4,250円		
			10日を超え1月以内のとき	1隻	7,650円		
1月を超えるとき			1月1隻	8,500円			
別府港北浜ヨットハーバー	(一般使用の場合)	船長5m未満の船舶	1日 1隻	2,200円			
		船長5m以上6m未満の船舶		2,500円			
		船長6m以上7m未満の船舶		2,800円			
		船長7m以上8m未満の船舶		3,150円			
		船長8m以上9m未満の船舶		3,450円			
		船長9m以上10m未満の船舶		3,750円			
		船長10m以上11m未満の船舶		4,200円			
		船長11m以上12m未満の船舶		4,600円			
		船長12m以上13m未満の船舶		5,000円			
		船長13m以上の船舶		5,450円			
	(専用使用の場合)	船長5m未満の船舶	1月 1隻	16,900円			
		船長5m以上6m未満の船舶		19,400円			
		船長6m以上7m未満の船舶		21,900円			
		船長7m以上8m未満の船舶		24,500円			
		船長8m以上9m未満の船舶		27,000円			
		船長9m以上10m未満の船舶		29,500円			
		船長10m以上11m未満の船舶		32,600円			
		船長11m以上12m未満の船舶		35,800円			
	船長12m以上13m未満の船舶	38,900円					
	船長13m以上の船舶	42,100円					
	(一般使用の場合)	船長5m未満の船舶	1日 1隻	2,100円			
		船長5m以上6m未満の船舶		2,350円			
		船長6m以上7m未満の船舶		2,600円			
		船長7m以上8m未満の船舶		2,900円			
船長8m以上9m未満の船舶		3,150円					
船長9m以上10m未満の船舶		3,400円					
船長10m以上11m未満の船舶		3,750円					
船長11m以上12m未満の船舶		4,150円					
船長12m以上13m未満の船舶	4,500円						
船長13m以上の船舶	4,850円						

官公署及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の所有するヨット及びモーターボートについては、免除する。

使用料 (ヨット及びモーターボートに関するもの)	別府港北浜ヨットハーバー	(専用使用の場合) ボートヤード	船長5m未満の船舶	1月 1隻	13,100円	官公署及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の所有するヨット及びモーターボートについては、免除する。
			船長5m以上6m未満の船舶		15,100円	
			船長6m以上7m未満の船舶		17,000円	
			船長7m以上8m未満の船舶		19,000円	
			船長8m以上9m未満の船舶		20,900円	
			船長9m以上10m未満の船舶		22,800円	
			船長10m以上11m未満の船舶		25,200円	
			船長11m以上12m未満の船舶		27,600円	
			船長12m以上13m未満の船舶		30,100円	
			船長13m以上の船舶		32,500円	
		上架施設	船長5m未満の船舶	1回	1,650円	
			船長5m以上6m未満の船舶		1,900円	
			船長6m以上7m未満の船舶		2,100円	
			船長7m以上8m未満の船舶		2,300円	
			船長8m以上9m未満の船舶		2,500円	
			船長9m以上10m未満の船舶		2,700円	
			船長10m以上11m未満の船舶		3,000円	
			船長11m以上12m未満の船舶		3,250円	
			船長12m以上13m未満の船舶		3,500円	
	船長13m以上の船舶		3,750円			
	給水施設	1回	370円			
	給電施設	1回	260円			
	駐車場 (浮棧橋又はボートヤードの使用許可を受けた者が使用する場合を除く。)	1台 1時間	200円			
	その他の地区	係船専用浮棧橋	船長10m未満の船舶	1日以内のとき	1隻	230円
				1日を超え10日以内のとき		1,150円
				10日を超え1月以内のとき		2,100円
				1月を超えるとき		1月1隻 2,300円
		船長10m以上の船舶	1日以内のとき	1隻	360円	
			1日を超え10日以内のとき		1,750円	
			10日を超え1月以内のとき		3,150円	
			1月を超えるとき		1月1隻 3,450円	
		係留の施設	船長5m未満の船舶	1日以内のとき	1隻	170円
				1日を超え10日以内のとき		880円
10日を超え1月以内のとき				1,550円		
1月を超えるとき				1月1隻 1,750円		
船長5m以上の船舶		1日以内のとき	1隻	250円		
		1日を超え10日以内のとき		1,300円		
	10日を超え1月以内のとき	2,350円				
	1月を超えるとき	1月1隻 2,600円				
全地区	小型船舶用泊地	船長5m未満の船舶	1月1隻	1,750円		
		船長5m以上の船舶		2,600円		

備考

1月の単位で示したものについて、使用の期間が1月未満のものは、1月として算定する。

別表第3(第16条の2関係)

区分	種類		単位	金額
利用料金	別府港駐車場(機械により入退場が管理されるもの)	時間を単位とする利用	1台	100円以上510円以下
		12時間を超えるとき	1台	100円以上510円以下の額に、12時間を超える6時間ごとに100円以上310円以下の額を加算した額
	月を単位とする利用	1月1台	5,250円以上8,350円以下	